

軽減措置が、今後はすべ
常に拡充されることにな
下、新減免制度の概要を

知財戦略



JPAA 日本弁理士会東海支部

T460-0008
TEL
FAX
HP
MAIL

名古屋市中区栄2丁目10番19号名古屋商工会議所ビル8階
052(211)3110
052(220)4005
http://www.jpaa-tokai.jp/
info-tokai@jpaa.or.jp

2019.3.14
中経

事業を成功へと導くための知財戦略

支部開設10周年記念 基調講演やパネル討論

1月31日に、日本弁理士会東海支部開設10周年記念「知財戦略」を開催しました。中小企業が、競争力の向上を図るための知的財産権を武器に世界で成功を収めるまでの生の実例を聞くことができた講演

事業を成功へと導くための「知財戦略」を開催しました。日本弁理士会の東海支部が設置されたことを記念して、日本弁理士会東海支部は毎年この時期に知的財産セミナーを開催しています。第一部は「親水性無機塗料『ゼロクリア』の販売戦略を支えた知的財産」と題して、



1月末に開かれた「知的財産セミナー2019」

第二部は「伝統技術とデザインの融合・企業発展に寄与した知的財産」と題して、井村屋製菓部部長兼同デザイン・マーケティングチーム長の松崎秀夫様から講演がありました。

第三部は「あずきバー」だど感じました。第四部は第一部、第三部の講師がパネリストを担当し、モデレーターを交えて「ブランドの確立とデザイン力なくして企業の販売戦略は成り立たない」と題したパネルディスカッションを行いました。

「知財戦略」は、現在、商標登録を受けているが、過去には登録できておらず、多数の企業による類似品も多く販売されている実情がありました。これに対する点や、現場もある程度の商品名などを保護してきたMなどの活動を積極的に進めていくこと、

講演テーマ

- 特許庁 デザイン経営で競争力向上
- 澤井氏
- 五合社長 親水性無機塗料の市場開拓
- 小川氏
- 長谷川刃物 伝統技術とデザインの融合
- 長谷川社長
- 井村屋 「あずきバー」の商標登録戦略
- 松崎氏

4月1日スタート

1.対象出願

施行日(2019年4月1日)以降に審査請求をした特許出願が新減免制度の対象となります。

軽減の対象となる手数料は、1〜10年分の特許料(特許権を維持するために支払う手数料)、審査請求料(特許

度

出願日(施行日より前)であっても、大企業に支配されている会社は中小企業に該当せず、新減免制度の対象となりません。

軽減対象に

置法の認定中小企業・四分の三軽減
4月1日以降に審査請求した出願については、減免申請書を出さなくても、「出願審査請求書」などの手続書類に特記事項として「減免を受ける旨」と「減免申請書の提出を省略する旨」の記載が必要です。

「職業は何ですか」と聞かれて「弁理士です」と答える、「弁理士ってどんなお仕事ですか」と返ってくるのがほとんどです。

りニュース 投げかけて

最近だと、「ティラミースピロー」に関するニュースを見聞きされた方も多いと思います。ところで、こういったニュースを知ったときに、皆さん自身が当事者になった場合のことを想定したことはありますか。実際にこの先、皆さんが当事者になることは十分にあり得ます。そうなったとき

に掲載します

名 駅 近 くの ち ょ っ と ウ ラ 、 私 の い き つ け

